

令和7年第4回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和7年6月17日																																				
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																				
開 会 （ 開 議 ）	6月17日午前9時0分宣告（第2日）																																				
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 関 順 子</td> <td style="width: 50%;">2 番 須 藤 啓 二</td> </tr> <tr> <td>3 番 岩 崎 真 滋</td> <td>4 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>5 番 山 本 隆 史</td> <td>6 番 稲 月 敏 子</td> </tr> <tr> <td>7 番 植 田 い ず み</td> <td>8 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>9 番 井 戸 太 郎</td> <td>1 0 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 森 田 勝</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二	3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一	5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮	9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫																								
1 番 関 順 子	2 番 須 藤 啓 二																																				
3 番 岩 崎 真 滋	4 番 長 良 俊 一																																				
5 番 山 本 隆 史	6 番 稲 月 敏 子																																				
7 番 植 田 い ず み	8 番 山 口 昌 亮																																				
9 番 井 戸 太 郎	1 0 番 山 田 仁 樹																																				
1 1 番 森 田 勝	1 2 番 馬 本 隆 夫																																				
欠 席 議 員	な し																																				
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>上 田 薫</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>寺 口 浩 代</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>ま ち 未 来 推 進 課 長</td> <td>岡 田 康 裕</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>福 井 伸 幸</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>木 崎 広 親</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>東 川 美 和</td> </tr> <tr> <td>こ だ も 支 援 課 長</td> <td>西 岡 直 美</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>松 本 浩 至</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>吉 田 尚 起</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 参 事</td> <td>西 岡 亨</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	上 田 薫	理 事	寺 口 浩 代	総 務 部 長	山 崎 孔 史	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘	事 業 部 長	西 岡 勝 三	教 育 部 長	川 西 貴 通	政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉	ま ち 未 来 推 進 課 長	岡 田 康 裕	総 務 防 災 課 長	福 井 伸 幸	住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親	健 康 保 険 課 長	東 川 美 和	こ だ も 支 援 課 長	西 岡 直 美	都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至	教 育 委 員 会 総 務 課 長	酒 井 智 志	総 務 防 災 課 参 事	吉 田 尚 起	健 康 保 険 課 参 事	西 岡 亨
町 長	西 脇 洋 貴																																				
副 町 長	植 田 充 彦																																				
教 育 長	上 田 薫																																				
理 事	寺 口 浩 代																																				
総 務 部 長	山 崎 孔 史																																				
住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘																																				
事 業 部 長	西 岡 勝 三																																				
教 育 部 長	川 西 貴 通																																				
政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉																																				
ま ち 未 来 推 進 課 長	岡 田 康 裕																																				
総 務 防 災 課 長	福 井 伸 幸																																				
住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親																																				
健 康 保 険 課 長	東 川 美 和																																				
こ だ も 支 援 課 長	西 岡 直 美																																				
都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至																																				
教 育 委 員 会 総 務 課 長	酒 井 智 志																																				
総 務 防 災 課 参 事	吉 田 尚 起																																				
健 康 保 険 課 参 事	西 岡 亨																																				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 事</td> <td>川 原 千 幸</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	浅 井 利 育	主 幹	高 橋 恭 世	主 事	川 原 千 幸																														
議 会 事 務 局 長	浅 井 利 育																																				
主 幹	高 橋 恭 世																																				
主 事	川 原 千 幸																																				
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																																				

令和 7 年 第 4 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 7 年 6 月 1 7 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	9 番	井戸 太郎	1 高齢化地域における生活支援策としてのクオカード配布の適否について
2	3 番	岩崎 真滋	1 行政のデジタル化について 2 ファミリーコンサートについて 3 トライやるウィークについて
3	4 番	長良 俊一	1 部活動改革について 2 平群町こども計画について 3 健康へぐり 2 1 計画について 4 これからのまちづくりについて
4	5 番	山本 隆史	1 災害時における情報収集・発信について
5	1 番	関 順子	1 可燃ごみ処理委託に伴う住民の安全対策等 2 被災者支援システムの活用について
6	1 2 番	馬本 隆夫	1 図書館の蔵書冊数と司書の雇用体制について 2 住民が求めるコミバスを 3 生駒市との一部事務組合設立を 4 空き家の適正管理について

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和7年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号9番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○9 番

おはようございます。1番バッターの井戸でございます。議席番号9番、井戸太郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして大きく1点について答弁していただきます。

高齢化地域における生活支援策としてのクオカード配布の適否について。

本町では、物価高騰の影響を受ける町民への生活支援策としてクオカードが配布されました。しかしながら、使用可能店舗が大手コンビニ3店舗に限られ、しかも、それらの店舗は町内の一部に偏在しています。全てが鉄道の東側に位置しており、北東ですね、平群町の北東に集中しております。結果として、生活必需品の購入に利用できず、特に高齢者や交通弱者にとって実質的に使用できない状況が生じていると考えます。高齢化率約40%という本町の実情に即した施策として適切であったのか検証が必要ではないかと考えます。

小さく1問、クオカード配布の決定経緯と目的について。本施策における、本施策というのは物価高騰による生活支援策です、本来の目的との整合性をどのように考えているか。

2番目、高齢者や交通手段を持たない方への影響を事前にどう評価したか。

3番目、使用可能な店舗の分布はどうなっているか。

以上でございます。いい答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それではお答えいたします。

1点目のクオカードの配布の決定経緯と目的、本施策との整合性についてということです。今回の支援策は国の補正予算措置により、物価高騰の影響を受けている家計への生活者支援を目的とした物価高騰対策であり、国からは早期の予算化、早期執行により支援につなげていくことが求められていました。

本町ではその制度の趣旨を鑑み、限られた交付金予算の中、少しでも多くの額を可能な限り早期に住民の皆様へ届け、支援をしていくことを第一義に検討を重ね、既製品のクオカードを購入し、配布するための多額の事務経費をかけず、また、速やかな対応が可能であるクオカードの配布という手法で決定し、1月の臨時議会において補正予算の上程、また議決を頂きまして実施しています。本施策の目的である生活者支援の物価高騰対策とは整合が取れているというふうに考えております。

2点目の高齢者や交通手段を持たない方への影響を事前にどう評価したかにつきましても、今回のクオカード配布につきましても特定の世帯へ向けた支援ではなく、町民全世帯への支援策となっており、その観点で実施内容を検討してまいりました。具体的には幅広い世帯が容易に使用できること、また使用できる使用店舗の状況把握、町内では3店舗ですが、町外でも多数できると、町民の皆様へ確実かつ早期にクオカードをお届けする手法等を検討し、実施しており、現時点で全体の97.5%の配布が完了しており、おおむね大きなトラブルなく進捗しております。

また、議員御指摘の点についてですけれども、本町は高齢化率が高く、多様な世帯の形態があり、多様な生活実態があるということは認識しております。今後の施策におきまして、その趣旨や目的、事業対象者、内容に応じてそのような部分というのを生かしてまいりたいというふうには考えております。

3点目の使用可能な店舗の分布について、町内の大手コンビニエンスストア、3店舗が町の北部地域に、近鉄東山駅前に1店舗、町の中部地域に、国道168号バイパス三里南交差点付近に1店舗、そしてまた、町の中部・南部地域に国道168号バイパス平等寺に1店舗立地しております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

この件については、私としても100点満点という施策というのはなかなか

思いつかなくてですね、なかなか難しいなという部分がございます。王寺町だったらJCBのカードとか、それも平群だったら大変だなと。広陵町は地域振興券だったかな、たしか。打ててないのかなあという部分は私としては感じております。

ただ、コンビニというふう考えた場合に本当に生活支援というものが、今、部長の答弁で整合性や目的が取れているというふうな答弁あったんですけど、ちょっとやっぱりずれてるんじゃないかなと私としては思います。どうしてもクオカードというのはコンビニもしくはそういう本を買いに、本も近くにはないですから、ほとんどはコンビニになるとは思うんですけども、生活支援という意味でコンビニ、苦しい人がコンビニに行くことってないですよ。だから、その辺はちょっと考え直してほしいのかなとは思っています。

一応、私としてもいろいろ考えたり、ほかの地域のほうを見てみましても、いろんなあるんですけども、今、現物支給、お米の配布というのが一番適切なのかなと。選べるようにしてですね、お米と洗剤とかいうふうにして配布する。ちょっと配布料かかりますけど。とか、あと、正直、現金を配るという方法ですよ。あとは水道料金なり何かの料金を下げる。一番手数料がかからないやり方でいうと、その辺が今ふさわしいのかなと。

全国的に見ても、手数料はかかるんですけども、電子マネーでの配布というのも一つありますね。これはちょっと平群に合うのかなあというのはあるんですけど、電子マネーの配布で、携帯端末で全部入金して出金する、支払う。お年寄りに対してはカードを使うと。昔で言う地域振興券ですけども、そういうのの中でですね、特に平群としてはふさわしくないというのがあったのが、やっぱり全国それをやってるのがもう180から200の市町村がやってるんですけども、そのほとんど、九十何%が電子決済。ちょっとお年寄りには向かないのかなということで、平群としてもまだ先のことなのかなとは思っています。

要望としてなんですけども、答弁を求めたいと思います。再質問というよりはもう要望なんですけれども、物価上昇という深刻な状況の中で支援が本当に届く形になっているのかを行政として見直して、今後は地域の実情に即した支援制度の構築を強く求めます。そして、地域商店や地元経済への配慮も含めて、より持続可能で公平な支援策を検討をお願いします。もう一つ例を挙げますと、うちの母とかでしたら、クオカードって、まず何かという問題があり、使い方も分からない。何かも分からない。だから、高齢者、40%の方には何とか、にもつながるようなことをお願いしたいと思います。これについてだけ答弁よろしくをお願いします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

いろいろ御提案いただきましてありがとうございます。今回の交付金につきましては、今までの令和2年度とか令和3年度とかであれば交付金自体が3億円あたり、1億円何ぼとかあたりはあったんですけども、今回、町としてこの部分というのは5,500万円という交付金の中で、そして少しでも住民の皆様にお届けしたいという部分がございます、クオカードという選択肢を行ってまいってきたというところでございます。

議員の御要望のとおり、交付金の施策につきましては国から使用用途とか期間などが指定されると。そういった中で本来、お話のとおり現金でお渡しできるのがやはり一番皆さん喜んでいただけるのかなと思うんですけども、そうもいかず、限られた交付金の中で今現在検討を行っている。しかし、皆さんいろいろな御事情や、家庭もございますので、全ての方が納得していただける施策というのはなかなか、残念ながら難しいなというふうな状況ではございますけれども、今後、このような国からの交付金等があった場合につきましては、今回頂いた御意見なども考慮しまして、また議員の皆さんにも御意見を頂戴しながら地域住民の皆さんに還元できるような施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

答弁ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

9時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時13分)

再 開 (午前 9時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号 2 番、議席番号 3 番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○ 3 番

議席番号 3 番、発言番号 2 番、岩崎真滋です。それでは、先般通告しました 3 項目について質問させていただきます。

1 項目め、行政のデジタル化について。

自治体の D X、デジタルトランスフォーメーションによって自宅や外出先から住民票の取得や印鑑証明書の申請など多くの行政手続がオンラインでできるようになります。また、マイナンバーカードはオンライン行政サービスの利用や本人確認に利用され、デジタル社会のパスポートとして役割を担うなど、住民の利便性向上はもちろん、業務の効率化で職員の負担軽減が期待できます。

そしてペーパーレス化やテレワーク推進などの施策により柔軟な働き方に対応しやすくなります。さらには新たな価値創出や地域との連携強化を進めやすくなるといったメリットもあると考えます。情報セキュリティ対策やデジタルリテラシーなどの課題に取り組みつつ、現場の職員の協力も得ながら民間企業との連携や協力体制を構築することも必要と考えます。町行政のお考えをお聞かせください。

2 項目め、ファミリーコンサートについて。

各地域で小さなお子様対象にファミリーコンサートが開催されています。その効果は、家族で訪れた大人たちが癒やしの時間、非日常を味わえて心身ともリフレッシュできています。赤ちゃんが泣いても子どもが大きな声を出しても大丈夫とのことで、一緒に参加した御家族は安心して参加できます。もちろん赤ちゃんの脳の発達によい影響を与え、言語能力、聴覚、協調性、感受性などを養います。全身で音楽を体験し、感じることで想像力や創造性が刺激され、特別な体験になります。小さな頃から親子で音楽を楽しみ、ふだん見ることが少ない楽器などにも興味を持ち、豊かな時間を過ごすためのよい機会です。町行政のお考えをお聞かせください。

3 項目め、トライやるウィークについて。

中学生が地域での職場体験や福祉体験、ボランティア活動、勤労生産活動などを通じて働くことの意義や楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めることを目的としています。体験活動が一過性のもので終わらない工夫をし、事前、事後学習が必要です。仕事の面白さややりがいを感じ、時には働くことの厳しさも感じながら社会とのつながりを体験することで家庭、学校、地域社会へと子どもたちを中心とした地域コミュニティーの発展が期待できると考えます。トライやるウィークは生徒の進路選択や地域に向き合う姿勢に好影響を与えているという声もあります。町行政のお考えをお聞かせください。

以上3項目、よろしく申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1点目の自治体DX、デジタルトランスフォーメーションによって行政手続がオンラインで実施できることについて。

平群町では、オンラインで行政手続を実施する手段として、奈良県下の市町村が共同利用しているe古都ならという申請システムがあり、これに加え、デジタル庁が整備したマイナポータルにおいても電子申請をする機能があり、窓口で住民から頂く証明書の交付手数料などをオンラインでキャッシュレス決済することが可能となっています。

このマイナポータルが備える決済機能、政府共通決済基盤を平群町では奈良県下で初めて導入し、全国での先行事例となりました。今後、マイナポータルで実施できる申請の数を増やしていきたいと考えております。

2点目のペーパーレス化やテレワーク推進などにより、柔軟な働き方への対応について。

ペーパーレス化する目的は印刷による紙やインクのコスト削減と併せ、業務における事務の負担を減らすために取り組むことが大きな目的と考えており、令和6年度には平群町ペーパーレス化アクションプランを策定し、そのプランに沿って業務の改善を進めています。具体には管理職にはパソコン情報端末を配備し、部課長会議などの基幹会議では会議資料をペーパーレスで行っています。また、庁内情報システムで職員ポータルサイトやメール機能を活用して、職員間の通知や情報共有を図っています。

3点目の外部機関との連携や協力体制ですが、既に業務の大半でメールでのやり取りに加え、国や県で補助金申請、各種の統計情報システム、共済事務など多岐にわたる業務で外部との情報システムを使った事務処理に移行しています。

そのほかにも奈良県では「ほんならバンク」や、国では、地域情報化アドバイザーという仕組みがあり、いずれも人材バンクのようなもので、自治体において困っていることを相談することができます。今後も様々な仕組みを活用しながらデジタル化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3番

答弁ありがとうございます。いろんな形で進めていただいているということで、非常に心強いなというふうに思いました。国、県、特に県の人材の派遣を依頼して緊密に連携されてるということですので、今後も引き続き取組を進めていただきたいなと思います。この質問はこれで結構でございます。

○議長

寺口理事。

○理事

2項目めの御質問にお答えいたします。

小さな子どもを対象としたファミリーコンサートには、音楽を通して子どもの五感を刺激し、集中力や思考力等の発達につながると言われております。議員より御提案のファミリーコンサートについては、奈良県が主催する音楽祭「ムジークフェストなら」事業の一環として、本年6月29日に平群町総合文化センターくまがしホールにて、奈良県在住の子育て中の女性グループによる「0歳から楽しめるファミリーコンサート」が開催される予定となっており、現在、広報紙やホームページ、LINE等にて情報発信を行っております。

今後も県や民間の活力を活用するなどを行い、子育て支援の強化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

岩崎議員。

○3番

答弁ありがとうございます。6月29日も開催実施されるということですので、大変楽しみにしております。1回で終わることなく、また定期的にそういうことができればいいのかなというふうに思います。この件はこれで結構でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、岩崎議員、3項目めのトライやるウィークについてお答えをします。

中学生が実際の職場で働くことは、働くことの意義や社会との関わりを通じて自ら将来の職業観を醸成させる機会であり、社会性を育む重要な教育活動であると認識しており、平群中学校においても平成30年度まで職場体験を実施しておりました。しかし、コロナ禍を経て、感染リスクを懸念して対面での体験活動が制限されたこと、さらには町内事業所のみでは職種に重なりや偏りが

生じて遠方に行かなければ実施できないことなどから、職場体験の実施が困難となっております。

そのため、令和元年度からは職業体験ができる施設に校外学習として出向いたり、奈良県職業能力開発協会より熟練技能者などをゲストティーチャーとして招いたりして、キャリア教育の狙いとするところの育成に向け、取り組んでおります。

今後につきましても柔軟に実施時期や活動内容を地域、学校、家庭が連携しながら、生徒の安全性と教育の質が両立できるように検討し、キャリア教育を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○3 番

答弁ありがとうございます。

今述べられた職場の偏りとか職場がちょっと遠方ということで、様々な課題があるんだなというふうに私も認識しております。今回、中学校卒業、高校卒業、大学卒業して町外に就職されたり県外に就職されたり、住所もなかなか平群町に残している方のほうが少ないのかなというふうに感じてます。平群町で住んで、平群町で仕事をして、若い方が町外や県外へ行かないような方向になればなあというふうに、そういうこともちょっと考えて質問を考えました。

兵庫県では1週間の期間を取って結構長い期間でされてるんだなというふうに感じてます。そこまでは難しいかもしれないんですけども、できるだけ体験できる機会ができればというふうに感じております。今後とも、今までも取組はされてきていますので、引き続き、こういった形で体験の取組を町全体でバックアップしていただけるようお願いしたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

9時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時37分)

再 開 (午前 9時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 3 番、議席番号 4 番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○ 4 番

発言番号 3 番、議席番号 4 番、長良俊一です。議長の許可を頂きましたので、大きく 4 点、一般質問させていただきます。どうぞ皆様よろしく願いいたします。

年月が過ぎるのも早く、夏を迎える季節となりました。令和 6 年度の出納閉鎖も終わり、一区切りの時期と考えます。また、令和 7 年度の町政執行も確実に前に推し進めていると思えます。しかしながら、平群町の抱える問題や課題は多岐にわたり、解決していくためにはたくさんの情報収集に励み、他の市町村のよいところを学び、本町に置き換えて考えていくことが重要と感じます。「皆さんとともに輝く『へぐり』の未来を創る」をベースに進めていると考えますが、その観点を考慮し、お尋ねいたします。

1 番、部活動改革について。

平群中学校に入学された新 1 年生も少しずつ学校生活に慣れた頃と考えます。また、放課後部活動も興味を持って取り組んでいると考えます。しかしながら、先生方の働き方改革や部活動を地域へ移行することなどの観点から試行錯誤が続いていると感じています。少しずつでも問題点を解消し、子どもや父兄に理解を求め、新しいモデルの構築が子どもたちの安心につながると考えます。現状をお聞かせください。

続いて 2 点目です。平群町こども計画についてです。

令和 7 年 3 月に本町より「平群町こども計画」が策定されました。計画の背景には、町の次の時代を担う存在であり、社会全体で支えていくことが重要であり、また、将来にわたって幸せな状態、ウェルビーイングで生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すと記してあります。取り巻く状況や環境に随時対応し、平群町に居を構える町民の方々に安心、安全を守りながら推し進めていることと考えますが、推進に向けての取組についてお聞かせください。

続いて 3 点目です。健康へぐり 2 1 計画についてです。

令和 7 年 3 月に平群町・平群町健康づくり推進協議会より健康へぐり 2 1 計画第 3 期が発行されました。まちづくりの指針となる平群町第 6 次総合計画を基調とし、住みたい、住み続けたいまちになるための施策を展開すると記してあります。本計画を実施するに当たり、関係機関と連携、協働し、町民の皆様

と一体となって取組を推進することが肝要と考えます。今後の計画の推進と取組をお聞かせください。

続いて4点目です。これからのまちづくりについてです。

奈良県を取り巻く環境は、人口動態などを考慮し、奈良県広域消防組合、国民健康保険、水道企業団設立と県単位化が進められています。また、地方自治体は人口減少の中、連携を強化することで行政サービスを継続する努力をしていると考えます。本町も平群町第6次総合計画を基調にしたまちづくりを推し進めていると考えますが、近隣市町村との連携は必要不可欠な状況であると感じざるを得ません。まちの魅力を生かし、共に生きる施策も重要と感じています。今後の展開をお聞かせください。

合計4点、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員御質問の1項目めの部活動改革についてお答えします。

部活動改革に関する当町の現状といたしましては、令和7年度におきましても引き続き、国の実証事業を活用して学校部活動の地域移行の取組の検証を行っております。

新たな取組としましては、新年度を迎えた4月に中学校教員に対し、今後の部活動の在り方に関する2回目の説明会を実施しました。また、令和8年度以降の部活動に関して引き続き指導を行うための兼業、兼職の希望の有無等に関する意識調査を実施の上で個々の教員への聞き取りを行っております。こういった取組を経て、まずは休日の活動における指導者確保に努めているところです。

今後、教員が休日の指導を望まない種目に関しては、指導者確保が可能であるのか、休日の地域クラブ活動の実施が可能なのかといった事柄に関し、調査を進めていく必要があります。具体的には、指導者は兼業、兼職の希望をされた教員及び専門的な技能や知識経験を有している教員以外の方による指導となります。そのため、指導に当たる人に支払う謝金等が必要となります。

この財源を国は原則、受益者負担、つまり保護者が負担することが基本となっております。しかしながら、各家庭によっての経済情勢も異なることから、いかに保護者の負担を減らせるのか、公的な支援が必要と言われております。今後、地域クラブ運営の財源確保に向け、本町としても検討しているところです。

引き続き、既に立ち上げている平群町地域スポーツ・文化活動推進協議会の

中での議論や、地域クラブ活動の委託先である総合型地域スポーツクラブくまがしクラブとの協議を通じて、指導者確保や地域クラブ活動としての実施の可否も含め、今年の夏頃には判断を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

御答弁ありがとうございます。毎回、部活動についてはしつこいぐらい聞かせてもらってます。なぜそんなやり方をするか。僕ね、いつもは頑張っほしって言って終わるんですが、今回は再答弁してもらいます。

なぜそんな言い方するか。僕の息子ももう中学校が終わり、高校へ行った。もうこの部活動や働き方改革は3年も4年も前からずっと問題になっているテーマなんです。まだ学校の先生方に聞き取りしたり、その段階だったらまだ2年3年先までかかるということですよ。その間にもうほかの他府県の、まして隣の市町村はどんどんどんどん進んでますよ。どっかで線を引いて、やっぱりいいテーマを持って子どもたちをお預かりする、その施策をやっぱり指針として示してもらわないと、やはり、住んでよかったなあと、僕の6月の一般質問はこのテーマですよ、こどもまんなかですよって言いながら、まずは今現状、急いでもらわんとあかんことやから、3、6、9、12としつこいぐらい質問させてもらってるんです。

聞き取りで、まだこんなんです、あんなんですって言うてるようじゃほかの市町村に負ける。追いつかない。やはりスピードを上げてもらいたい。1回線引いて、あかんかったらすぐやり直す。それぐらいの気持ちでやってほしいから、どこまで進んでますかというて3、6、9、12としつこいぐらい質問してるんです。ちょっとスピード上げてもらわないと僕は物すごい残念です。そこら辺、一回答弁していただけますか。お願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

先ほども答弁しましたんですけども、今年の夏頃には今の3年生が大体クラブが終わっていくと、大会も終わりますんで。その頃には新たな2年生が最上級になると。このときにはもう判断していくということで今年の夏頃にということで申し上げております。具体的なことを私、申し上げてないんですけども、内部的にはいろいろと具体的に突っ込んで議論しております。まだ申し訳ございませんけども、今のこの段階でああだこうだというのはちょっと控えてると

いうところがございますので、議員おっしゃってるとおりギアを上げながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

長良議員。

○4番

すみません。そうやって言わしてしまってるのもよく分かってる。でもね、やはり、こういう議場で公文書として残した以上、責任持ってスピードを上げてもらわないといけない。そういった観点から必ずこの議場で言ってるつもりなんです。厳しいことを言って申し訳ないですけど、子どもたちを預かる。よそさんからの子どもたちも来てもらう。そういった形で展開することによってね、平群町の出入りしてきてくれる大人の方や子どもさんたちが平群町をスポーツの拠点にしてくれたら若い世代が入ってきてくれる。いいテーマやと僕は思うてるんです。

自分の息子のことばかり言ってるようで申し訳ないですけども、サッカーを例に出したら、カテゴリー別でもうどんだんだんだん頑張ってるスポーツ分野あるんです。うちの長男は平群町の中学校でサッカー部に入れてもらいました。そのとき平群町はサッカー部三、四人しかいてなかったから、よその中学校の方たちと合同で一つのチームを組んでサッカーを取り組んでいました。その子はもう今、大学4年生になりました。ということは、もうその頃から少子化の中でクラブ活動というのは詰まってたんです。

うちの次男坊の男の子はクラブチームのサッカー部に入れてもらいました。その子は法隆寺へ行って、斑鳩や王寺や三郷、そんなところから自転車に乗って来る仲間とともに中学校3年間やりました。カテゴリーの例はいっぱいあるんです。野球部だってそうでしょう。個人プレーのテニスとか卓球だったらまだちょっとでやれるかもしれんけど、団体のものは特にやっぱり考えてやってほしい。

教育部長、今、答弁、夏までにはある程度の指針上げてくるとおっしゃっていただいたので、僕、9月の一般質問のテーマはできました。子どもたちを預かる。人口減少の歯止めのためにも子どもたちが平群町のほうを向いてくれるような、そういう教育現場、一緒にやっていきましょう。応援してやってほしい。そしたら、若い世代の人たちも平群町のほうへ向いてくる。違いますか。そのためにもこの教育部門の部活動は本当に大事。教育現場を預かる身として本当に大事。いいアドバルーンを上げてやってください。どうぞよろしく申し上げます。

この件についてはこれで結構です。頑張ってください。お願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、御質問の2項目めにお答えをさせていただきます。

本町ではこれまでの「平群町子どもの未来応援計画」並びに「平群町子ども子育て支援事業計画」を内包いたしまして「平群町こども計画」を昨年度に策定をいたしました。令和7年度から令和11年度までの5年間を計画年度といたしまして、「みんなで支えるこどもが主役のまちへぐり」を基本理念の下に、子どもや若者、そして家庭、さらにはその家庭を取り巻く地域全体を含めて一体となって支えることで子どもが安心して暮らせるまちづくりを目指すというものでございます。

本計画に基づきまして、本町に住まいを構える子どもや家庭の安心、安全を守るために、地域子ども子育て支援事業などを継続して実施していくこと、これはもちろんのこと、こども園に防犯カメラや非常通報装置を設置をいたしまして、先般、関係機関の協力を得て防犯訓練などを実施したものでございます。これらもこのこども計画に沿って設置、実施をしたというものでございます。

また、令和7年度からは多様な集団活動事業の利用支援事業の実施、生殖補助医療の補助の拡充も実施をいたしました。

今後におきましても、子どもの人権尊重という視点から、子どもの利益を最優先にしながら、地域の中で切れ目なく子どもの育ちを支援していく子育て支援システムを引き続き維持、発展させることで、こどもまんなか社会を実現し、子どもや家庭、地域のニーズを捉え、住民にとって安心、安全に暮らせる町、また、子育て世帯が、本町に住んでみたいと思える町を目指して、各種取組の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

御答弁ありがとうございます。こどもまんなかということですね、今回、この6月議会、重点的に子どもばかり言うてるように聞こえるかもしれませんが、僕はこうやって教育の分野、子育ての分野、それぞれのパーツに分かれて各原課はやってくれていると、僕、そう思っています。本当に4月からね、放課後こうやって預かってもらうのも委託してちゃあんと見張ると言うたら怒られるけども、不備がないように努めてくれていると僕は思っています。やはりね、住んでる

子どもたちの今、現状を今、頑張ってる。これをどんどんどんどんアピールすることで、ここで育てたいな、ここで買物して、ここで近くで生活しやすいな、これが若い人たちがまた呼び込んでね、生活できるいい発信になると思います。だから、今回このこども計画について質問させていただきました。

できれば、この長期計画の中で中間見直しをしながら、次の、今の時代に合ったもんを取り入れるような形で、皆さん、ほかの市町村のスピードに負けないうように、できるだけ情報を収集して発展するように努めてあげてください。どうぞよろしく願いいたします。この件はこれで結構です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、続きまして御質問の3項目めについてお答えをさせていただきます。

昨年度、見直し策定をいたしました第3期の健康づくり21計画におきましては、令和7年度から令和18年度までを計画期間といたしまして、誰もが生涯を通じて自分らしく心豊かに生活することで健康寿命の延伸を目指すというものでございます。この目標を達成するために、今後におきましても各種健診や各種推進委員の活動支援、運動教室など、それぞれ課題を捉えながら効果的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、この計画を推進し、住民の生涯を通じての健康づくりを支援するために保健師や管理栄養士、健康運動指導士などの各専門的な人材に加えまして、医師会、歯科医師会などをはじめ、各種団体の皆さんの住民参画と協働による取組を推進してまいります。

今後、上位計画であります平群町第6次総合計画のまちづくりの主要課題、高齢化が進む中で、地域で健康に安心して暮らせる環境づくりの実現を具体化するための健康づくりの行動計画として、将来像の実現を目指し、今後12年先を見据えて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。健康へぐり21計画について、こうやって今、答弁いただきました。この前、長寿会の総会に座りに行ったとき、すごい人数の方々、来ていただきました。僕は今、原課の中で住民福祉部としてね、いろんな多岐にわたって心配りしながら、子どもから人生の先輩まで網羅して元気

に生活していただくと、これ、本当に住民福祉部大変やと思う。その中でね、やはり子育てをしながらのことは見ながら、やはり高齢化率40%って言われてるこの町を人生の先輩方、有意義に暮らしていただく。この施策、こんだけやってますよと。

僕、緑ヶ丘の下で朝、ラジオ体操してる方とか、いろんな形で生活してる方、平群町を基調として、ベースでずーっとゆっくり暮らしてる方、自然豊かなこの青空を見ながらね、毎日、平群の地でよかったなと思いながら生活されてる方、いっぱい触れ合いさせていただきました。これからも生まれてくる赤ちゃんから人生の大先輩に至るこの幅の中で皆様方に、何かあったら役場へ行ったらちゃんと世話してくれるな、ここの行ったら原課ちゃんとここやって回してくれる、次の施策がここですよと、ちゃんと導いて動線歩いてもらって、何かあったらちゃんとしてもらえるなと思ってもらえるように施策ちゃんと打ってるんだから、役場は。

それらをちゃんと分かってもらえるように、皆さんにホームページをいろんなところでアップして見てもらえるように頑張っって前向きにやってやってください。どうぞよろしくお願ひします。僕はこの件についてはこれで結構です。よろしくお願ひします。

○議 長

寺口理事。

○理 事

それでは、4項目めの御質問にお答えいたします。

現在、近隣市町村との連携として、生駒市とは生駒市の衛生施設と体育施設、図書館を、平群町の体育施設と総合文化センター、斎場施設。三郷町とは体育施設の相互利用を実施し、広域連携により住民の多様なニーズに対応しております。

議員より御質問の近隣市町村との連携によるまちづくりについては、今後もさらなる連携の強化を図り、より効果的な行政サービスの提供を行い、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。この6月議会、締めくくるに当たってね、5月の出納閉鎖が終わり、反省しながら、次、また令和8年度の準備が徐々に始まっていくわけ。この広域という意味はなぜか、そういうふうな形で聞いたと。

もう平群町は今、よそのところへ頼みに行くことが多い。でも、次、頼みに来てもらえるような、ここをセンターにしないといけない、そういう施策も次、令和8年に向かって考えてもらえたらいいなと思って、最後、4番目のまちづくりの形を聞きました。

やはり、よそさんへ行って新しいものを見たり、情報があっていいなと思ったら、やっぱり便利なほうへ行ってしまう。やっぱり施設が充実してたら、施設充実してるところに人は寄ってくる。まだまだ平群町にはいっぱい課題ある中で次の若い世代やいろんな人たちが平群町のほうへ向いてもらえるような、そういった準備をしてもらいたいんです。やはり、ごみの焼却場の件やし尿処理の件、いろんな形でよそさんに委託しないといけない事業はたくさんある代わりに、何かあったらここや、平群町やというようなやっぱり施策の準備もする必要があると思う。そういった意味で令和8年度が始まるに当たり、今回の質問にしました。

町長、これからまちづくりというのは大変やと思います。いろんな情報を皆さんに預かって、よし、こうやってリーダーシップ取ってやるぞという機会やと思いますんで、町長のお考え方、最後、教えていただけますか。どうぞよろしくお願いします。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、長良議員のこれからのまちづくりについて、御答弁をさせていただきます。

近隣市町村との連携は地域が抱える課題を解決し、より魅力的な地域づくりを進める上で不必要不可欠であるというふうに考えております。一つの市町村がその区域を越えて他の市町村と協力し、行政サービスや地域課題の解決に取り組むことにより、広域連携、相互応援、財政上のインセンティブなどを活用することで、より効率的で効果的な魅力ある地域づくりを進めることができると考えております。持続可能な行政サービス体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

長良議員。

○4 番

町長、すみません、御答弁いただきましてありがとうございます。僕はね、まちづくりは人づくり、人がおってこそ一つの町、大きくなっていくと思う。

一緒にこうやって頑張ってやってる現状を上手に発信して、魅力あるまち、道の駅も一つ、にぎわいあるんです。今度バイパスにたくさん大きな商業店舗入ってくる。発信することはいっぱい平群町ある。一緒に発信して魅力あるまちづくり、一緒に頑張りましょう。どうぞよろしくお願いします。

僕の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

10時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時17分)

再 開 (午前10時35分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号5番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○5 番

議席番号5番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただきました大きく1点について質問させていただきます。災害時における情報収集・発信についてであります。

本町は、災害発生時における住民の生命、身体的安全確保を図るために必要な避難場所、緊急交通路、防災空地等の防災施設を計画的に整備し、災害に強いまちづくりに努めています。

災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があることから、町域全体に屋外拡声子局、屋外スピーカーが設置され、令和元年には防災行政無線の機能をデジタル方式に強化しています。

平群町地域防災計画では、町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において速やかに防災活動を行う必要があると認めるとき、町長は平群町災害対策本部を設置します。対策本部は住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告、応援要請など、あらゆる災害、被害情報を統括する情報通信拠点であります。

同時に、各地域の防災組織では住民の安否確認、避難行動要支援者への配慮

を行いながら、自治会内の各戸を巡回し、情報収集に努めます。地震での被災時は倒壊していない家屋でも家具などが倒れて救出が必要な方も想定されますので、効率よく安否を判別するために黄色いハンカチや我が家は大丈夫カードを玄関先に掲示するルールをつくり、訓練をしている組織もあります。

災害対策本部は、各防災組織や関係団体が収集した情報を得て、最新の町域全体の状況を把握することができますが、時間の経過とともに被災状況も変化しますので、何度も被災情報を収集する必要があります。町民の皆様は被害の推移、避難準備及び避難の指示等、対策本部からの情報を待ちながら災害復旧活動を行うこととなります。

町民に向けた本部からの避難指示や情報提供は主に防災行政無線や広報車による通知のほか、登録制メールや緊急速報メールで行われますが、通信システムに障害が発生した場合、バイクや自転車、徒歩等による周知、自主防災組織、自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等を使用することになってはいますが、これは迅速性に欠けると思っています。電話等の通信手段が途絶えた場合、防災組織等からの最新情報の収集は町職員が各自治会へ出向くのか、あるいは自治会や防災組織の役員等が対策本部に報告に行くこととなりますが、いずれにしても対策本部の運営に遅れが生じます。

そこで、対策本部と防災組織間の迅速な情報伝達や共有方法について2点質問いたします。

1点目。現在、町域全体に設置されている防災行政無線屋外拡声子局の設置数と、それぞれに取り付けられている丸い従来型スピーカーと四角い高性能スピーカーの割合をお聞きします。

2点目。総務省や消防庁から配信されている資料では、デジタル方式の屋外拡声子局は市町村からの下りの情報伝達だけではなく、子局からの上りの情報伝達が可能とされていますが、本町の子局も双方向通信は可能なのでしょうか。

以上、大きく1点について質問いたします。行政側におかれましては明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1点目の防災行政無線屋外スピーカーの設置数とスピーカーのタイプについて、説明させていただきます。

現在、町内に配置しています防災行政無線の子局は40か所ございます。その中で設置していますスピーカータイプは従来型のスピーカーを38か所、また高性能スピーカーを2か所、総合文化センター、北公園に設置しております。

2点目の防災行政無線による情報伝達について、議員御指摘いただきましたとおり、防災行政無線には、双方向通話用遠隔制御装置があり、町内に配置してます各子局にはアンサーバック機能がございます。

現在このアンサーバック機能は、防災行政無線子局からの上り、地域から災害対策本部の情報伝達が可能となっている子局については、鳴川地区、白石畑地区、信貴山地区の3か所のみとなります。その他、全ての防災行政無線の子局にはハンドマイク機能を装備しており、子局付近の地域に対しまして緊急時のアナウンスが可能となります。

以上でございます。

○議長

山本議員。

○5番

それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目では、子局が40か所に設定されていて、そのうち高性能スピーカーは2か所ということでした。高性能スピーカーというものは、従来と比べて距離による減衰が少なく、均一で明瞭な音声を伝えることに優れています。音達距離は約500メートルから1キロとされていて、音が線状に広がるために水平方向には広く、そして、垂直方向には鋭い指向性を持っています。具体的に表現しますと、スピーカーの近くでは大変優しく、そして遠くでははっきりと聞こえるそうです。これまでも多くの住民の皆様から町内放送が聞き取れない、聞き取りにくいとの声が上がっていますが、被災時に発信された情報が聞こえないということでは、これはもう本末転倒であります。

交換費用は緊急防災・減災事業債のこれは対象になっておりまして、地方債の充当率100%、交付税措置が70%算入ですが、この対象期間は残念ながら今年度中、令和7年度までであります。残りの38台全部を高性能スピーカーに交換する必要はこれはないんですけども、地域ごとに最適なスピーカーを配置して音達範囲を広げることが重要かと私は提案しますが、いかがお考えでしょうか。

続きまして、2点目についてなんですけど、これはアンサーバック機能と、それから、あとハンドマイク機能が装備されているということですが、これは私は今まで一度もその機能の説明について受けたことはありません。各自治会や防災会の方も恐らく知らないのではないのでしょうか。そもそもですね、これは行政側の方もこの機能について知らなかったということであれば、これはもう大変遺憾な思いをいたします。そんなこと言っても仕方がないんですけど、今後の利活用について早急に検討する、協議する必要があると思いますので、その

点についてちょっと2点、質問させてもらいます。

まず1点目は、アンサーバック機能は現在、鳴川地区、そして白石畑地区の集会所、それから信貴山地区の公民館に設置されています。この機能が全地区にあれば、今、私が一般質問している防災対策本部との情報発信や収集の課題は解決するのですが、なぜこの3地区だけに限定しているのでしょうか。また、全地域にアンサーバック機能を設置する場合も、先ほど申しました防災・減災事業債の対象になると認識しておりますので、全地域の機能強化を提案いたしますが、どうお考えでしょうか。

そして2点目なんですが、アンサーバックのない37か所についてはハンドマイク機能があるということで今、御答弁いただきましたが、緊急時のアナウンスが可能とも説明されていきました。ところが、子局の支柱、上にマイクがあつて支柱があるんですが、そのほぼ地上から1.5メートル付近に四角い箱があります。白い箱で平群町と書いてナンバーが打つてあります。その中に恐らくハンドマイクが入っているはずなんです。しかし、その箱には鍵が現在かかかっていまして、私たちも使うことが今、できませんし、明日起こるかもしれない災害が発生しても各防災組織は利用できないことになっています。

今後ですね、鍵の保管やハンドマイクの使用法、そして、ハンドマイクが使えることによって各地域がばらばらにハンドマイクを使ってしまうと共鳴したりすることもあります。そういった注意事項も早急に各防災組織や自治会への説明を行うように提案いたしたいと思っておりますが、御答弁をお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

御質問いただいて、ちょっと抜けてたら申し訳ないんですけど、また御指摘いただけたらと思います。

まず、アンサーバック機能を3地区ですね、今現在つけておるところをなぜその3地区だけなのかということで、当初、このアンサーバック機能もこの防災無線設置したときに、やはり鳴川地区と白石畑地区と信貴山地区というのは孤立になる部分が想定されるといったところでこの3地区にアンサーバック機能を設置したというふうには考えております。

そしてまた、ハンドマイクの使用法とかそういった部分なんですけれども、確かに使用方法については、ちょっと想定範囲なんですけど、設置した当時については説明に回ったのかなど。これは想定なんであれなんですけど、今は自治会の方々には周知されていないのが現状だというふうには把握してござい

す。そのようなことからですね、私たち行政職員もですけれども、使用方法の伝達、そしてまた、今御指摘のありましたハンドマイク、鍵がついてますんで、その鍵の管理とかにつきましましては、今後ですね自治会とか自主防災組織さんがありますので、そちらのほうと協議を進めてまいりたいというふうには考えております。

そしてまた、防災行政無線に対する全体的なアンサーバック機能に全て転換という部分ではございますけれども、やはり防災行政無線というのは住民さんに災害時に何かを伝えるという部分でございます。ただ、やっぱり豪雨のときとか、御自宅におられてシャッターも閉めてたりということで、なかなか聞こえないという部分も確かにあります。そういったことから今、総務防災課のほうでは住民の皆様には防災メールですね、そういったところの登録を促したり促進を行ったり、また、ツールを増やすということで、LINEなども活用することができないかなというふうには今、考えております。

そういったトータルの部分なんですけれども、今現在、奈良県のほうで5月頃でしたかね、南海トラフ地震の県の被害想定見直しを行われるというのをちょっとお伺いしております。そういった中で今の防災、御指摘いただいた部分というのは、平群町の地域防災計画の見直しにも平群町は取り組んでいかないといけないというふうには考えております。

今現在の県の情報と併せてですね、実効性のある計画を策定すべくですね、今御指摘いただいた部分も含めて見直していく中で早急に協議は行ってまいりたいというふうには考えております。今年度につきましましては、今現在は防災ハザードマップを作成すべく、今取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○ 5 番

1点目の高性能スピーカーの。

○ 議 長

防災・減災事業債。

総務部長。

○ 総務部長

すみません。申し訳ないです。高性能スピーカーに全部交換したいということですけども、確かに今現在、通常のスピーカーが38か所についているということで、やはり全部切替えとなりますと経費もかかってくる部分も想定されると。そして緊防債の対象にもなるということは私たちも存じ上げるところでございますけれど、まだ今、期限等もございまして、また、その高性能スピーカーに全て切り替えてということは、まだ今のところ町としても考えていない

というか、そういった部分でございますので、まずはスピーカーに交換とかいう、先ほどと重なった答弁にはなりませんけれども、防災無線の防災メールですね、そういったところでの周知とか図っていききたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山本議員。

○5番

まず1点目、今、高性能スピーカーに取り替えたかどうかというお話なんですけども、全てが高性能スピーカーにする必要はこれは全くないと。一部のところで広範囲に広げないかん平群町の特長、地域の特長を見た上で選んで使うべきやと。住宅の中ではもう丸型、従来型のスピーカーでもいいのかなとは思いますが、こういったもんはプロの設置される方の御意見等もあるでしょうし、もし必要ということであれば今後、最新型の高性能スピーカーをつける準備も必要かなということで、1点目、あと財政の問題もあるということでしたので、これはもう今、そのスピーカーを変えろということではなくて、防災メールに登録していただくように、何とか住民さんの御協力を頂くということで進めていっていただきまして、小さい1点目の質問はこれで結構です。

2点目の分につきましても、3地区につきましてもは当然、被災した場合、どういった被災の仕方によるかによって孤立してしまう可能性があるかと。平群町の職員が被災状況確認にも行けない、また、白石畑等先ほどの3地区については下りてくることもできないということで、非常に深刻な問題になるということなので、このアンサーバック機能をつけられてるということなんです。

ところがですね、平群町の場合も役場が対策本部になるということで、近いところは比較的回りやすいと思うんですけども、やはり竜田川沿いにある、私が住んでる菊美台もそうですし、緑ヶ丘地区も大変広範囲になりますから、なかなか職員の方が走り回るといいうのも大変だと思います。

聞くところによりますと、今、平群町の役場の中に移動用無線が約20台ほど保有されてるということで、緊急時の時は職員さんたちが無線を持って本部と通報、被災状況を報告するということになるかと思うんですけども、そもそもこの一般質問した理由というのは、その伝達方法は私たちの住民の代表である防災組織とか自治会の方が報告に行かなあかんのか、来てくれるのか、それすら今、分からない状態ということがあります。

ですので、先ほど言っていたいただきました奈良県の被害想定の見直しということと同時にですね、平群町の防災計画の見直しをされるということであれば、

ある程度のルールづくりをしておく必要があると思います。このルールづくりにしても、役場のほう、行政のみでルールをつくってしまうと、また、これ、自主防災組織側からもいろんな提案もあることだと思いますので、前回、協議会の総会ですね、行われたときに住民さんから提案がありましたけども、年に数回程度、自主防災会同士で会議を開いてみてはどうかと。年に数回とは言いませんけども、そういうことも必要ではないかということも言われておりましたので、その辺のこともちょっと吟味していただきますようお願いいたします。

加えて、前回、私が一般質問させていただきましたときに、防災対策本部は今現在、総合スポーツセンターになっています。それは今では文化センターということに認識されてると思いますが、防災計画には総合スポーツセンターというのもうたわれてますので、これは変更する必要があるということも加えてお願いいたします。

今、こちょこちょと申し上げましたけども、そういったルールづくりを平常時につくっておくことにおいて、被災したときには迅速な対応ができるかと思います。これらのことを総合的に判断して、今後の防災計画の改定の際には私たちの各防災組織の意見も取り入れていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問はこれで終了いたします。

○議長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

11時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時54分)

再 開 (午前11時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号1番、関議員の質問を許可いたします。関議員。

○1番

発言番号5番、議席番号1番、関順子でございます。大きく2項目にわたります。質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大きく1項目めでございます。可燃ごみ処理委託に伴う住民の安全対策などでございます。

令和8年4月1日から平群町清掃センターでの可燃ごみ処理を生駒市へ委託することが決定したと本年3月定例会にて西脇町長から御報告がありました。本町の大きな懸案事項でありましたが、これまで御尽力を頂き、生駒市への委託が決定されたことにつきましては本当に感謝申し上げます。

しかし、早くも地域の住民さんからは多くの御質問や御相談が私の元へも寄せられております。全員協議会にて要望をしておりましたが、特に町清掃センターから生駒市への可燃ごみのコンテナ車を通る沿道の椿井地域におきましては5月31日に丁寧な御説明をしていただきました。これまでの清掃センターの経緯を話していただき、住民からの質疑応答もあり、あらゆる御意見が出ましたが、今後、調査が必要な事項、未決定な事項などもあり、周辺住民にとりましては生活道路ですし、通学路ですので、まだまだ不安が残っております。今後、委託開始がされるまでの間に決定事項などが出てまいりましたら、再度定期的に住民の皆さん向けの説明会の開催をしていただき、住民の不安を取り除いていただきたいと思います。

そこで3点お尋ねをいたします。

一つ目でございますが、なぜ委託に至ったか、これまでの経緯を再度御説明お願い申し上げます。

二つ目ですが、町民の皆さんへはどのように周知をされるのでしょうか。

三つ目です。粗大ごみについては現在、本町は無料回収ですが、生駒市は有料となっております。私としては有料は避けていただきたいのですが、今後はどうしてお考えでしょうか。

四つ目です。特に町清掃センターから県道までの沿道周辺住民の皆さんへは今後、定期的に説明会を開催していただきたいのですが、どうでしょうか。よろしく願いいたします。

大きく2項目めでございます。2項目めは被災者支援システムの活用についてでございます。

被災者支援システムは、災害発生時に罹災証明書発行や義援金配布、仮設住宅申込みなどの業務が円滑に実施できるように総合的に支援する情報システムです。1995年の阪神・淡路大震災を機に立ち上げられました。このシステムは2009年1月、全ての自治体に総務省が無償で提供、配付しており、現在、全国1,000以上の自治体が導入しています。国もこのシステムを推奨しています。

前町長が当時、このシステムの重要性を感じられ、配付と同時に速やかに導入をされ、16年経過いたしました。当時は每晚9時に住民基本台帳との連動をして更新されておられました。中でもコロナ禍においては、この被災者支援

システムを活用して、一律10万円特別定額給付金、約8,000世帯への申請、支給事務を県内自治体で先頭を切り、迅速に行い、全国の模範事例となり、マスコミにも報道された経緯があります。一日でも早く届けたいとの本町職員の思いで、書類の封入作業などを西脇町長も自ら手伝われ、夜を徹して当てられたとお聞きをしております。町民の皆様も大変喜んでおられました。

また、本町は被災者支援システムの運用状況等の全国模範事例となり、世界銀行も視察に来られたとお聞きをしております。また、全国の多くの自治体や議会からも視察に来庁されたそうです。私にもこの件で、今でも時々全国の議員からお電話を頂くことがあります。当時の本町の御担当者も今では定年退職されて、それ以来、引継ぎがきっちりとなされていないとお聞きをしました。しかし、このようなすばらしいシステムは有事のとき住民の命と財産を守るために必要不可欠であり、使わないのは大変もったいないことだと思います。

私も全国サポートセンターへは2回行ってまいりました。本年1月17日は阪神・淡路大震災から30年の節目を迎え、被災者支援システムの開発者である吉田センター長さんの記念講演の中で、平群町が奈良県下でいち早く10万円給付ができたと話されておられました。引継ぎがなされていないのであれば、西宮の全国サポートセンターからスタッフに来ていただくか、こちらから行かれるか、速やかに研修を受けていただき、システムの更新を行い、町民の命と財産を守るためにもこのシステムを引き継いでいただき、これまで築いてきた本町の財産を終わらせることのないようにすべきではないでしょうか。

そこで、3点お尋ねをいたします。

一つ目でございます。現在、このシステムの更新などはどのようになっていますでしょうか。

二つ目、被災者支援システム全国サポートセンターと速やかに連携し、支援をしていただきたいと思いますと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

三つ目です。災害が起こったときに、いつでも運用稼働の状況にしていきたいと思います。本町としてどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく2項目にわたりまして、理事者側におかれましては端的、明快な御答弁をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、1項目めの御質問に順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の生駒市への委託に至った経緯でございます。本町の清掃センターは平成4年に稼働してから33年が経過し、継続して稼働するには修繕や

延命化工事が必須となります。そのためには、多額の費用が必要となりますし、今後の本町のごみ処理の在り方について、喫緊の課題でありました。そこで、生駒市への処理委託を含め、模索し、協議、検討を進めてまいったところでございます。

そのような中、生駒市の清掃センターの焼却炉が大規模基幹改修実施により15年間の延命化が図られ、また、処理能力についても余裕が生まれたことから、令和8年4月、本町の可燃ごみ受入れに向けて、具体的な協議を進めるに至ったというものでございます。

次に、2点目の住民への周知でございますが、広報紙及びホームページなどを通じまして、SNSを通じた周知に努めてまいりたいというふうに考えております。また、ごみの分別が一部変更になることも予想されますので、ごみの出し方冊子がございますけれども、それらを刷新をいたしまして、全戸への配布を予定をいたしております。

続いて3点目の粗大ごみの有料化についてでございます。現在のところ、令和8年4月の時点で有料化する予定はございません。しかしながら、過去に減量審議会におきまして、粗大ごみの有料化の答申を頂いておりますので、有料化についての実施時期について今後の課題ということになっております。

最後に、4点目の説明会についての御質問でございますが、地元説明会につきましては、5月17日に白石畑の自治会、5月26日には椿井自治会の役員会へ、また、先ほども議員からもございましたように5月31日には沿道住民を対象に実施をいたしたところでございます。

様々な御意見、御質問を頂戴いたしまして、特に道路の改良についての御要望が多く、即答には至りませんので、本町として検討と時間を要する内容が含まれてましたので、検討状況また対策等について、一旦、文書にて状況報告をさせていただきまして、方策などが具体的になりましたら、直接住民の皆さんに何らかの影響が発生する場合について、改めてその都度説明会を開催させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○1 番

松本部長、明快な御答弁を頂きましてありがとうございます。1点目の委託に至った経緯、大変よく分かりました。

2点目の周知の件は、広報やホームページへの掲載をされて、ごみの出し方の冊子を刷新されて全戸配布をしてくださるとのことですね。よろしくお願

い申し上げます。

それから3点目の粗大ごみの有料化かどうかにおいての件でございますが、令和8年4月の時点では予定はないということですね。住民の皆さんからこの御相談がすごく多かったんです。それで確認をさせていただきました。

しかし、過去に減量審議会において粗大ごみの有料化の答申が出ているということですので、このまま粗大ごみは無料をお願いしたいものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから4点目の説明会に関しましては、関係の各自治会、沿道住民さんには丁寧な説明会を実施していただき、大変感謝申し上げます。様々な御意見、御質問が出まして、あらゆる検討課題がありまして、私自身も参加をさせていただき大変驚きました。やはり住民さんの目線というものは鋭いなあと改めて感じた次第でございます。そして、今後は説明会の内容を一旦文書にて報告をしていただいて、直接住民さんに何らかの影響が発生する場合はその都度説明会を開催して下さるとのこと、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、これからもですね、明年の4月1日までの期間や、また委託が開始されてからも様々な問題が発生すると懸念するところです。あそこの一番狭い沿道のところは大変本当に狭いですので、まずは無事故を前提にさせていただきまして、その都度、住民さんを守る意味においても住民さんの御意見を聞いていただきながら、安心、安全にこの事業を前に進めていかれることをお願いしたいと思います。

このことはこれで結構でございます。大変ありがとうございました。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めの被災者支援システムの活用についてということで、まず、1点目の被災者支援システムの更新についてですが、本町におきまして被災者支援システムは平成21年度に構築、導入後、幸いにして深刻な災害に見舞われることなく、当該システムを災害対応に利用しなければならない状況に陥ることはありませんでした。その一方で、災害対応とは利用目的が異なりますが、新型コロナウイルス蔓延時の10万円の特別定額給付金の事務において活用されたり、模範事例として各種団体から視察に来られたりする場合などがありました。

しかしながら、災害対応のためにこのシステムがどのように役立つか、どのように活用すればよいか、導入のOSにつきましてはウインドウズではなく、より専門的な技術を必要とするシステムであることから、担当職員による操作

の理解が進みませんでした。このため現在も被災者支援システム自体は稼働しておりますが、職員に利用されていない状況が続いているというのが現在の状況でございます。

2点目のサポートセンターとの連携については、昨年、管理事業者に来庁していただいて、システムの稼働についての調整を図りました。システム稼働については各データとの連動が必要、併せてシステム内の構築が必要との指摘がありました。これらの内容を踏まえ、このシステムを運用させるにはかなりの費用が必要となることを見込まれます。今後、災害発生時に備えて、どのような業務が必要で、どのようなシステムがあれば便利か、また現在の被災者支援システムのサポートセンターと連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目の災害が起こったときにいつでも運用稼働できる状況について。町として、災害発生時に備えるため、どのようなシステムが必要かを検討し、方針を判断してまいりたいと考えております。災害が起こったときにいつでも運用稼働できる状況にするためには庁舎外にサーバーが置かれたクラウド型のシステムを利用すること、また、システムの構築、運用保守を業者に委託することも選択の一つとして考えております。住民の皆様を守り、被災した方々の支援業務を速やかに行うため、災害の発生時に必要となるシステム面での備えを検討してまいります。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

部長、大変ありがとうございました。部長がおっしゃるように、幸いなことに本町はこれまで深刻な災害に見舞われることなく、10万円給付以外にはこのシステムを利用することはありませんでした。このシステムを利用することは本町にとりまして、今後いつ起こるか分からない南海トラフ地震などの大災害に備えていただくことができると思います。今現在、本町としてシステムの稼働はしてくださっているということですね。

サポートセンターはそのほか、バージョンアップやそのほかの運用など、全面的にサポートをする準備はいつでもできておられるとおっしゃっておられます。また、サポートセンターがおっしゃるには、このシステムにおいて本町は日本で一番いい環境にあるそうでございます。その運用にはまた費用はかからないとおっしゃっています。隣の斑鳩町も最近では毎年サポートセンターからの操作研修を行っておられるとお聞きをいたしました。

2011年の東日本大震災ではこのシステムを活用して、地図データや航空写真と連携して被災状況の可視化をすることで状況の見える化ができて、迅速な復旧・復興活動を支援できたそうでございます。逆に、昨年元日に発災しました能登半島地震におきましてはクラウド型のシステムを活用したために8割も稼働ができなかったとお聞きをいたしました。

今後ですね、今、部長が連携取ってくださるということですので、喫緊にまた、西宮のサポートセンターと連携を密に取っていただきまして、どうぞよろしくお願いたします。できましたら本町職員の御担当者を明確にしていまして、担当者プラス関係者でサポートセンターの吉田センター長さんにお越しいただいて、研修のレクチャーを受けていただきたいと思います。

この件に関しまして本町の御決意をお聞きしたいと思いますが、副町長、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長

植田副町長。

○副町長

いろいろ御提案いただきましてありがとうございます。申し上げてるとおり、既存のシステムは稼働しておりますが、利用していないと、今これが実態でございます。理由については、先ほど申し上げたような理由でございます。

いずれにしても、今の既存のシステムについてはバージョンが古く、新たに構築をし直す必要があるという、こういうことでございますので、これをきっかけに町として、災害発生時にシステムの、要するにどういったシステムが必要なのかというようなこと、あるいはどのような機能が必要で、それがどういうふうに使え便利に使えるのかという、このことについては改めて検証し直す必要があろうかというふうに思っております。

あと、それとですね、職員が誰でも簡単に使うことができるという、そういう使いやすさ、このことも非常に重要であろうかというふうに思います。そういったことが被災された住民の皆さんの支援業務を速やかに行うということにつながるというふうに考えております。

今後ですね、議員御提案いただいておりますJ-LISの被災者支援システムの、これ、庁内型かクラウド版かという、このことあるんですけども、これを再構築していく、もしくは、これ、民間でも同様のシステムもございまして、先ほど申し上げたようなことも踏まえまして、それとですね、他の自治体の導入事例、あるいは導入された後の評価、そういったことも含めまして総合的に検討していきたいと。いずれにしても実効性のあるシステムの構築につなげていきたいというふうに、このように考えておるところでございます。

○議 長

関議員。

○1 番

副町長、前向きな御答弁大変ありがとうございました。今後、近い将来におきましていつ起こるか分からない災害発生時に備えるためにも、本町の住民さんの命と財産をしっかりと守っていただくためにも、また、職員を守るためにもなると思います。このシステムの御活用が最重要と考えます。また、誰でも職員が替わっても、定年で辞められてもこのシステム使えるようなという、おっしゃっていただきましたけど、本当に大事なことだと思います。ありがとうございます。この被災者支援システムの活用どうかよろしくお願い申し上げます。

これを持ちまして私の一般質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。以上でございます。

○議 長

それでは、関議員の一般質問をこれで終わります。

13時ちょうどまで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時 30分)

再 開 (午後 1時 00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号6番、議席番号12番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく4点、通告どおり質問をさせていただきます。行政側におかれましては簡単明瞭な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、図書館の蔵書冊数と司書の雇用体制についてであります。

平群町総合文化センターは令和2年4月に、高齢者から子どもまで幅広い世代の住民が集い、交流するコミュニティー活動の拠点として、また、図書館を併設し、地域活動の拠点としても開所されました。なお、図書館につきまして

は4月開館を予定されていましたが、コロナの影響で6月1日になったわけ
でございます。

本町の蔵書冊数については、令和5年度末では奉仕人口1万7,602人
に対し、5万9,576冊で、住民1人当たりの冊数は3.38冊となってい
ます。また、郡内の図書館の蔵書冊数の状況は、三郷町では奉仕人口2万2,7
28人に対し23万9,005冊で、住民1人当たりの冊数は10.52冊。
また、斑鳩町は奉仕人口2万7,399人に対し21万2,425冊で、住民
1人当たりの冊数は7.75冊となっています。なお、安堵町は図書館法に基
づく図書館ではないので、奈良県の町立図書館のデータとしては集計はされ
ていません。

図書購入に係る予算につきましては、平群町では200万円、三郷町では7
50万円、斑鳩町では750万円措置されていました。

司書の配置状況では、平群町は専従職員ゼロ名、非常勤・嘱託・臨時職員が
7.9名、三郷町では専従職員が3名で、非常勤・嘱託・臨時職員が6.5名、
斑鳩町では専従職員が4人で、非常勤・嘱託・臨時職員が9.0名で配置され
ております。

そこでお聞きをいたします。

まず、1点目。他町と比較して平群町の住民1人当たりの蔵書冊数並びに予
算措置については十分でないことは、これはさきの話のとおりで明らかであり
ます。利用者のニーズ及びリクエストに応じられていないと認識しますが、来
年度に向けて予算を増額すべきと思いますが、どのようにお考えでございます
か。

2点目、司書の雇用体系については、本町では専任職員を配置せず、約15
年間、会計年度任用職員として雇用されている司書が数人おられると聞いてお
りますが、どのように認識されておりますか。

次、大きく2点目であります。住民が求めるコミバスを。

本町のコミバスの利用者は減少し、また、それに反して委託料は毎年増額の
現状を危惧し、今後、住民にとって利便性向上につながるコミバス運行形態を
切望して、令和6年9月議会に提案、その後、12月議会、そして今年の3月
議会で質問いたしました。

それに対し、町はコミバスを無料運行している河合町と上牧町を調査研究さ
れ、利便性の高い公共交通であると理解され、また、本町の利用者1人当たり
の負担額が高額であるということも認識をされました。

そこでお聞きをいたします。

第1点目。現状のコミバス車両は14年が経過し、走行距離も約40万キロ

を超過しており、今後の車両導入計画はおありなのか。

2点目。私は4月7日に12時20分平群駅前発の西山間ルートに乗車をしてきました。利用者人数は4人でありました。その後、4月9日には午後3時9分、平群駅前発の南北ルートに乗車をさせていただきました。利用者人数は5人の利用者があっただけであります。町は始発から最終までの西山間並びに南北ルートの乗車、実態調査をされるべきではありませんか。

3点目。3月議会では、令和6年度の乗車1人当たりの町負担は見込額で答弁をされましたが、令和6年度は3月末日に確定した利用状況と各ルートの1人当たりの町負担額をお聞かせください。

大きく3点目でございます。生駒市等の一部事務組合の設立を、でございます。

今日まで生駒市との相互連携の経緯については平成22年6月17日に両市町が設置する体育施設、井出山屋内温水プールと本町の総合スポーツセンター・ウォーターパークの相互利用を行い、住民の健康保持・増進を図ることを目的に協定をされました。その後、平成26年11月13日付けで、生駒市衛生施設、し尿処理場のエコパーク21と野菊の里斎場、生駒市1日人体2体まで、使用料については平群の住民と同額での相互利用に関し、覚書が締結されました。また、来年度からは可燃ごみの処理を生駒市に依頼することが決定されました。

市町村の責務として、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条の2に「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処理しなければならない」と法律で定められております。両市町の信頼関係として、生駒市と平群町とが各行政分野において相互に連携することにより、それぞれの住民にとって利便性の高いサービスが提供できるものであり、今後も相互連携の拡大については検討すべきであると思っております。

現状の野菊の里斎場の敷地面積は1万9,655平米、約5,950坪、都市計画法に基づく火葬・葬祭施設としては位置指定をされておるわけでございます。駐車場につきましては68台、人体火葬炉が3基、動物炉が1基、将来を見据え、現火葬棟に人体炉を新たに2基設置できるスペースがあります。平成17年4月1日に供用開始し、現在に至っております。

また、生駒市の長年の懸案事項である狭隘な生駒市営火葬場では人体火葬炉が5基、駐車場が8台。昭和47年供用開始され、現在に至っております。

そこで、私としては両者相互連携の方針にのっとり、生駒市の懸案事項の解消に向け、野菊の里斎場運営を一部事務組合とすることを提案いたします。一

部事務組合とは市町村等が行う仕事の一部を複数の市町村等が共同で行う目的で設立する団体を言い、消防、ごみ処理、し尿処理、火葬等の運営を行うために設置されることが多いようであります。

私の提案に対して町のお考えはどのように持っておられますか。

大きく4点。空き家の適正管理についてであります。

空き家等の防犯、防災、衛生、環境などの住民の生活環境を保全、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、本町は空き家の所有者または管理者は周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正な管理に努めなければならない、平群町空き家等の適正管理に関する条例が現在施行されております。

国では令和5年12月13日に空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正をされました。特定空き家に至るまでの前段階から対策を充実させるための管理不全空き家についての区分が追加をされたわけでございます。

そこで、この件に関しまして過去に何度となく質問しておりましたが、改めてお聞きをいたします。

1点目。空き家の種類は大きく4種類に分類されるわけでございます。一つは、新築か中古にかかわらず賃貸のための賃貸用住宅。二つ目は新築か中古にかかわらず売却を目的とする住宅。3番目は別荘等のようにふだんは住んでいない2次的住宅、セカンドハウスのようなものでございます。ここで4番目につきましては、1、2、3以外で転勤や相続問題等によって長期不在となっているその他住宅等に分類をされるわけでございます。4番目のその他住宅については何件あると把握しておられるのかお聞きいたします。

2点目、空き家対策の推進に関する特別措置法が令和5年12月に一部改正され、その後、本年4月に改正内容について固定資産税納付書に同封されました。そこで管理不全空き家と特定空き家の内訳として何件把握されているのか。

以上、大きく4点、簡単明瞭な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

○議長

教育部長。

○教育部長

馬本議員の大きな1項目めの図書館の蔵書冊数と司書の雇用体制について、お答えをいたします。

一つ目の質問ですが、図書館の蔵書冊数につきましては、収容想定冊数は8万冊ですが、本の大小により実質的には約7万冊を目標としております。令和6年度末の蔵書冊数は約6万1,500冊で目標には達しておりません。

なお、令和7年度予算は、新聞、雑誌を除く図書購入費として200万円を

計上しております。引き続き目標達成に向け、現行予算の200万円を維持し、予算確保に取り組んでまいります。

また、利用者のニーズにできるだけ応えるため、他の図書館との相互利用による図書の借受けや生駒市との相互連携等の促進を積極的に行ってまいります。

次に、二つ目の質問ですが、現状の図書館職員の体制は、館長が正規職員で他の施設との兼務配置、司書は会計年度任用職員として主任司書1名を含む8名配置しております。そのうち、御指摘のある約15年間在籍している司書が2名います。今後、現行の司書配置の体制を検証し、専任の司書配置などの専門的な知識が十分に発揮できるように、司書の雇用体系につきまして前向きに検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

まず1点目から、目標達成するために毎年何冊か購入し、また廃棄されてる本もあると思いますが、毎年、利用者のリクエストのやつを見ますとね、800冊ほどリクエストあって、よそで貸し出してるのが500冊。ということは300冊ほど、やっぱり住民のニーズにお応えしておられないということが分かるわけでありまして。よって、来年度予算に僕は増額すべきではないかと思いますが、再度御答弁のほどよろしくお願いいたします。

そして2点目につきましては、司書の雇用体系に前向きに検討いたしますという御答弁いただきましたので、雇用確認の上、司書自身が不利益の被らないような前向きな検討をひとつよろしくお願いいたします。

1点目だけ、再度御答弁をお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

1点目の再質問でございますけども、来年度の図書購入費の増額につきましてですね、これにつきましてもできるだけ前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目についての増額の件につきましても一定の御理解を得て、前向きに検

討するという御答弁いただきましたけど、前向きに実施していただきますようによろしくお願いを申し上げます。そして、図書館の精神に基づき、資料の提供を通じて、全ての住民の知る権利を保障することを旨として、町民の生涯学習活動の支援並びにレクリエーション、福祉の向上に資することを今後もより一層、取り組んでいただきますようによろしくお願いを申し上げます。この1点目はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、大きく2項目め、住民が求めるコミバスについて、お答えいたします。

1点目のコミバス新規車両導入について、現在の車両は平成23年度から運行を開始し、現在も当時の車両のまま運行を続けております。しかし、議員お述べのとおり、車両の使用年数が14年経過し、走行距離も40万キロを超え、毎年車両の経年劣化による修繕費が必要となっております。新規車両導入については、国、県からの補助金等の確認、そして同型車種での導入を検討するのか、利用実態に合わせて車両の縮小を図るのかなど、今後検討してまいります。

2点目の西山間ルート、南北循環ルート実態調査につきましては、平群町地域公共交通会議における令和7年度事業計画にありますコミュニティバス無料乗車全2回、6月と11月の実施に伴いまして、両ルート各便の利用実態を把握してまいります。また、1回目の無料乗車は今月の6月9日から13日までの5日間実施しました。

3点目の令和6年度の利用状況と各ルートの1人当たりの町負担額につきましては、西山間ルートの町負担額は1,352万6,751円、利用者が6,850人、1人当たりの負担額は1,974円となっております。南北循環ルートの町負担額は1,296万2,891円、利用者が1万518人、1人当たりの負担額が1,232円となります。両ルート合わせての負担額は2,648万9,642円、また利用者が1万7,368人となり、1人当たりの町負担額が1,440円となります。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目でございます。1点目は、今は大きいバスでございますが、私自身は

住民のいろいろな実態に合わせた調査をひとつお願いしたいなと思います。その実態に合った車の検討をお願いいたします。これについては再度御答弁をお願いいたします。

2点目につきましては、今おっしゃったように無料乗車ではなく、無料期間の実態調査をしてほしくないわけでございます。実態に、状態に合った調査を早朝から最終便までの調査をお願いできないでしょうか。その点についても再度御答弁をお願いいたします。

それと、3番目につきましては、今お話ありましたように、全体合わせて1,440円ぐらいかかるということでございます。このことにつきましてはね、後でもう1回、再度お話ししますが、非常に高額なお金が1回乗っていただいて、住民、これ知ったらどうかなということもありますんで、この点についてはまた後で私のほうから質問ももう1回させていただきますので、1、2については再度よろしく申し上げます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今、議員からの御質問の新規車両導入につきましては、利用実態に合わせた検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、無料乗車ではなくということで、通常運行時に実態調査のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

ひとつよろしく、1、2のほうはお願いいたします。

三つ目につきましてはね、私もちょっと調査をしましたが、西山間ルートは1人当たりの利用負担は1,974円になるわけでございますけれども、1人1回乗りはったらバスのお金が1,974円かかっているわけです。そのうち町の負担は1,894円かかっているわけでございます。1,894円。率でいきますと96%が町負担というのは実態でございます。それと南北ルートにつきましては、その代わりに100円と決まっておりますので、誤解のないように。子ども乗ったら50円もありますんで、そういう形になったわけでございます。南北ルートの1人当たりの利用状況は1,232円に対して町負担は1,146円、93%になるわけでございます。

平均しますと、先ほど部長がおっしゃったように、94%が町の負担で運営

をしておるわけでございます。今後、私は最初提案したように、94%も町が負担しているならば、利用者に利用のお金をもらわないようにして、運賃をもらわないようにして、無料運行を私はすべきではないかなというふうに思いますので、このような状況からですね、投資効果、利便性を鑑み、住民が求めるコミバス運行の実現を目指して、また細部にわたって、次回の9月議会でこの件について一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。議長、次の件。この件はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、御質問の3項目めにお答えをさせていただきます。

本町と生駒市とは、体育施設及びし尿処理、斎場の衛生施設について相互利用連携を図っており、来年4月からは本町の可燃ごみ処理も委託する予定となっております。そこで、野菊の里斎場を平群町と生駒市で一部事務組合を設立して運営してはという御提案でございます。

一部事務組合での運営について、現在の県内での状況といたしましては、王寺町、河合町、上牧町で構成されている静香苑環境施設組合、上北山村、下北山村で構成されております上下北山衛生一部事務組合斎場、吉野町、川上村、東吉野村で構成されている吉野斎場が一部事務組合で運営されていると承知をしております。

また、生駒市におかれましては、現時点で野菊の里斎場の利用拡大について正式な申入れなどはございませんけれども、生駒市営の火葬場の老朽化によりまして、更新など、複数の案を検討されているというふうに聞いております。

本町といたしましても、野菊の里斎場の利用につきましては、現在の協定書による相互利用、もしくは議員提案の一部事務組合設立による施設運営等、様々、調査研究する必要があると思います。いずれにしましても生駒市の意向が何よりも大事でありますので、生駒市が今後の斎場計画をどのように考えておられるのか、意向確認も含めまして、今以上に密に情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

今、おっしゃったようにいずれにしましてもね、生駒市が一番懸案事項とさ

れておる斎場につきましては生駒市の意向が僕は大事だと思います。より一層、うちの平群町の理解も必要であると思います。そこで、今後、生駒市と情報を密に取って協議していくということでございますが、生駒市からそのような申出がありましたら、また議会のほうへも、それぞれ委員会もありますことですし、私は一部組合で設立してはどうかなというふうに提案はしております。というのは、将来の平群町の関係、今、平群町が現在置かれてるし尿並びに今度、可燃のごみもそこで生駒市にお願いする。もう生駒市にお願いばかりしておるわけでございます。

今日、朝、長良君がお話、一部出ましたけども、やっぱりこれは相互関係の上に、お互いに住民にとっては利便性の高いまちづくりをする上においても、やっぱりそれは大事なことではないかと思っておりますので、また、そのような生駒市の意向がございましたら、ひとつ、しっかり協議をしていただきまして、また議会のほうも報告していただきますようによろしくお願い申し上げます。この件についてはこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、4項目めの空き家の適正管理についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のその他住宅の件数についてです。改善されなかった不適正管理物件は令和6年3月議会で11件と回答しておりましたが、現時点で10件が改善され、残り1件となっております。

次に、2点目の管理不全空き家と特定空き家の内訳についてでございます。令和6年12月に奈良県において管理不全空き家の判断基準、ガイドラインが示されましたので、この判断基準に準じて、令和7年2月に平群町独自の管理不全空き家及び特定空き家の判断基準を作成し、空き家等対策協議会に説明をさせていただいたところでございます。

今後におきましては、今年度に平群町空き家等の適正に関する条例の改正等を行い、運用してまいりたいと考えており、また、目視による町内全戸の空き家実態調査を実施し、この判断基準に基づき、管理不全空き家と特定空き家の分類、整理を実施したいと考えております。

なお、特定空き家については2件となっております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

1点目については、11件あって10件ほど改修された担当課の方々に敬意を表したいと思います。また、残りがまだ1件、新たにまたあるということでございますので、その点について、今後、新たにまたどのぐらいほど発生したのか。1年3か月たっておりますので、その点、再度御答弁を願いたいと思います。

それと2点目。この件についてはね、今回の一番大事なところはここです。国自身が令和5年12月に法律改正をされたにもかかわらずね、本町で条例改正が行われていないにもかかわらず、今度、固定資産税の納付書の中に、ここにあります、これ、この文書を同封されたわけでございます。

ここにはどない書いてるかといいますと、空き家対策の推進に関する特別措置法の改正内容につきましては、特定空き家になるまでの段階として管理不全空き家というのを新設されたわけでございます。それが令和5年の12月の国会で決まったわけでございます。

そこでどのようなことが行われて、今なってるかということ、管理不全空き家に対する処置として指導、勧告はもちろんのこと、固定資産税の住宅の特例として、人が住居する家屋の敷地として利用されている住宅用地、これ、200平米まで特例、固定資産税の課税標準の6分の1の軽減措置になっておるわけでございます。これがなくなりますよと、管理不全空き家となっておるにもかかわらず、こういう、これを配付されたわけでございます。全戸配布ね。

ここで再度お聞きしますけど、条例も改正なくして不利益を被るような法律にもなっていない。法律は上位があんねんけど、条例されてないのに果たしてこれが有効なのかどうなのか、再度お聞きしますけど、どうですか。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

ただいま御質問ありました固定資産税に同封のチラシについてということでございます。議員御指摘のように住民に不利益処分になるものについては、本来なら条例改正等も併せて周知すべきことと考えています。反省をしております。速やかに条例改正等を行ってまいりたいと思います。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

新たに発生した空き家の件数でございます。この1年3か月で5件が発生しております。残り1件と足しまして、合計6件となっております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

もうあえてこれ以上話はしませんけども、住民の不利益かかることをよく勉強されてね、固定資産税もってこういう添付書類を入れるべきである。よその市町村調べますと皆、条例化されてるじゃないですかと。なぜ平群町の条例化せずにこんな出したかということ。それに対する被害はまだ1件もなかった、僕自身なかったと思いますけども、あったら大変なことになりますんでね、担当課には猛省を促しますよ。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

担当課は今後、空き家等の所有者または管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正に管理されるように、今後より一層の御努力を求め、私の一般質問をこれで終わります。

以上であります。

○議 長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 1時30分)